

選挙区及び定数に係る委員長案

- ・ 県議会議員総定数を 51 名とする。
- ・ 伊勢市選挙区の定数を 4 名とする。
- ・ 尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、度会郡選挙区、多気郡選挙区の定数を 2 名とする。
- ・ 鳥羽市・志摩市選挙区の合区を解消し、鳥羽市選挙区の定数を 1 名、志摩市選挙区の定数を 2 名とする。
- ・ 意見募集等で議会に寄せられた、定数削減よりも議会経費の議論を優先すべきといった意見を考慮し、議会全体で議会経費を抑制する必要性を認め、議会経費の一定額削減を前提にした検討を進めてもらうよう、議長に依頼する。
- ・ 平成 35 年以降に予定されている一般選挙の定数及び選挙区については、次回平成 31 年の一般選挙で県民から選出された議員の下で議論を深めるものとする。